

国民健康保険制度の改革について

国保財政の現状

医療給付費等総額：72,190億円

若人分：45,560億円
老健分：20,390億円
介護分：6,240億円

法定外一般会計繰入等

14年度決算見込：約4,200億円

財政安定化支援事業

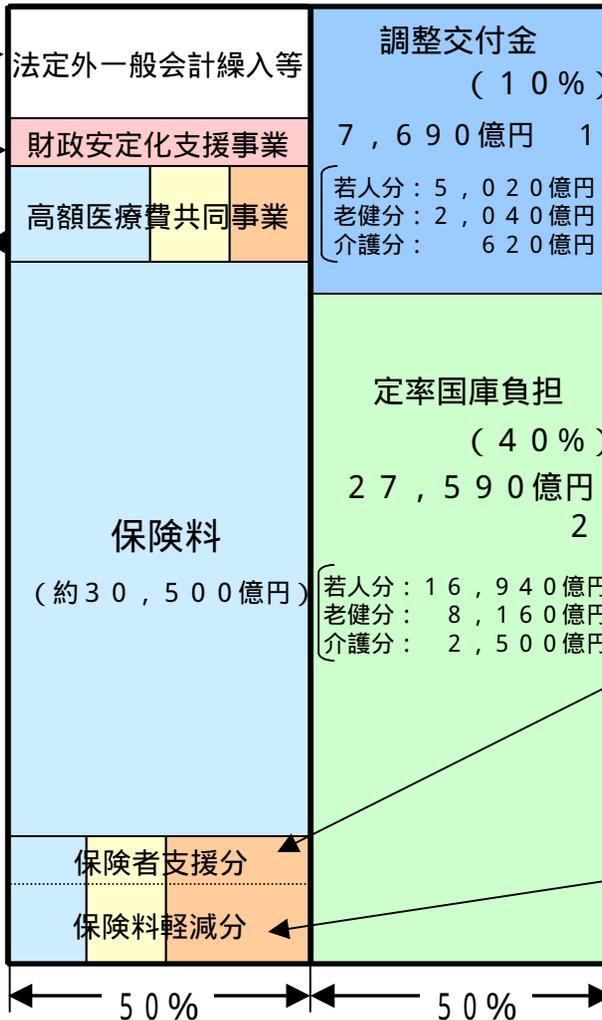
市町村への地方財政措置
：1,000億円

高額医療費共同事業

- ・高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整。
- ・国及び都道府県は市町村の拠出金に対して1/4ずつ負担。
- ・事業規模：1,925億円
(国1/4：481億円)

公費負担額

国計：38,000億円
都道府県計：1,600億円
市町村計：1,120億円



調整交付金

- 普通調整交付金(8%)
市町村間の財政力の不均衡等(医療費、所得水準)を調整するために交付。
- 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない特別の事情(災害等)を考慮して交付。

保険基盤安定制度

- (保険者支援分)
低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で補填。
事業規模：919億円
(国1/2：460億円)
 - (保険料軽減分)
低所得者の保険料軽減分を公費で補填。
事業規模：3,546億円
(国1/2：1,773億円)
- (国1/2：都道府県1/4
：市町村1/4)

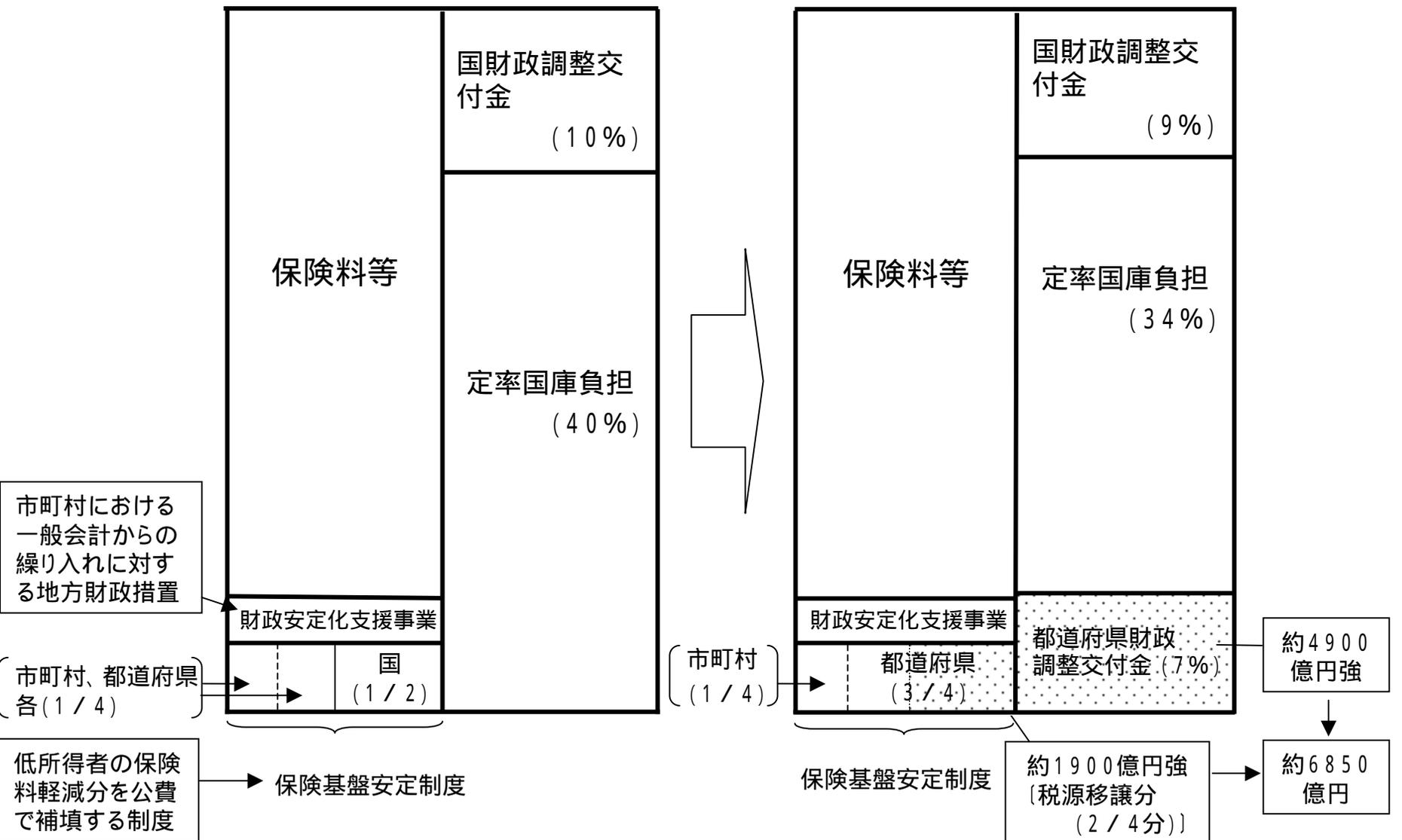
国保財政のイメージ
(16年度予算ベース)

- 1 給付費等の10%に加え、保険基盤安定制度負担金の一部に相当する額を調整交付金としており、実際の額は給付費等の10%とまらない
- 2 給付費等の40%を原則とするが、地方単独措置に係る波及増分のカット等により、実際の負担額は給付費等の40%とまらない

〔国保給付費の財源構成〕

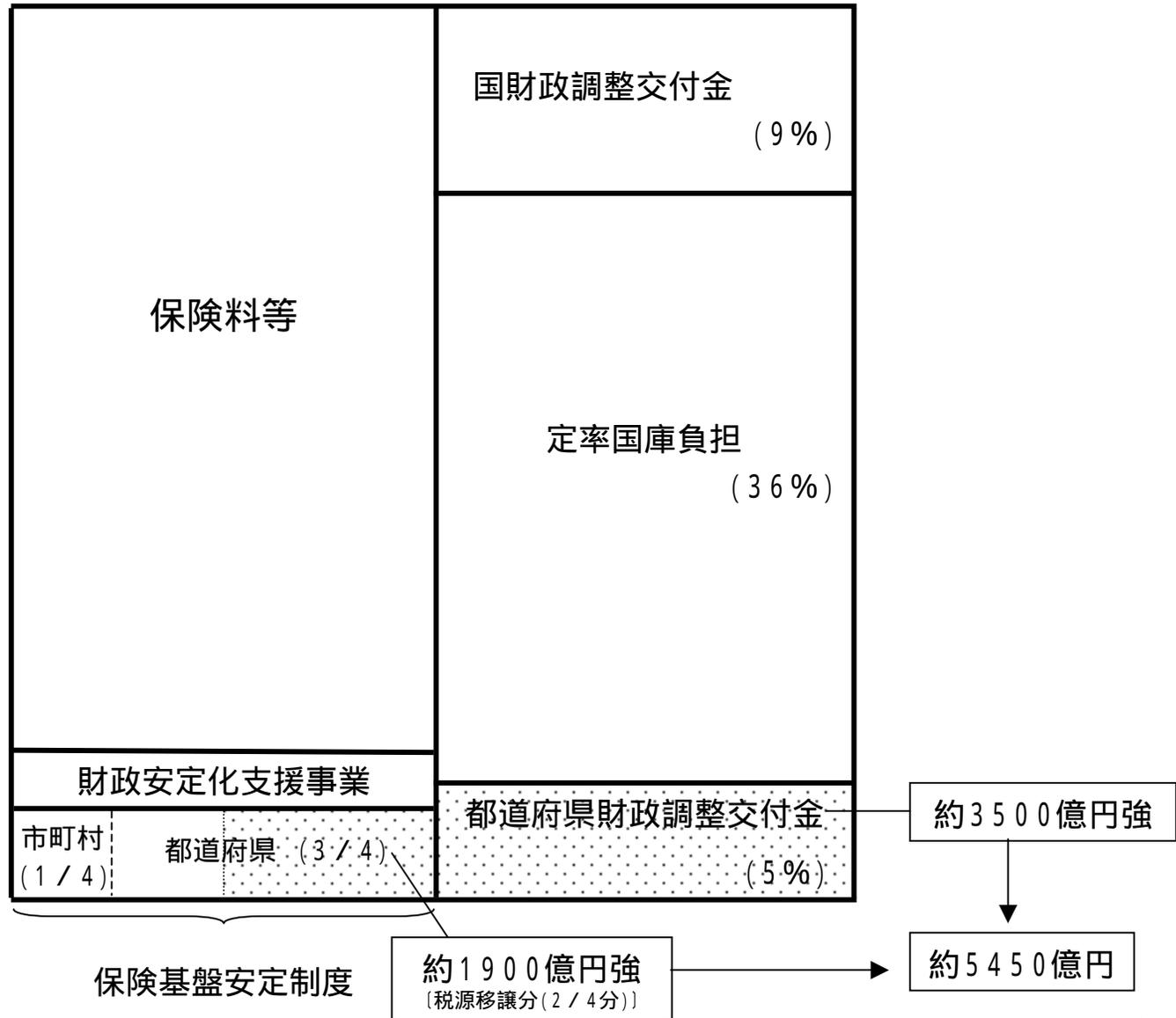
【現行】

【平成18年度以降】



〔国保給付費の財源構成〕

〔平成17年度における経過措置〕



注) 今後計数等に変動の可能性があり得る。